平成２３年（フ）第１７５２５号
東京都杉並区上井草２丁目44―３―406
債務者　川島　順吉
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５２６号
東京都練馬区豊玉中１丁目21―４―201
債務者　柳　　琴美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５３２号
埼玉県羽生市東６丁目18―７
債務者　遠藤　健二
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５３８号
東京都板橋区赤塚６丁目５―35―103
債務者　濱畑　英光
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５４７号
千葉県東金市広瀬587―42
債務者　秋葉　雅幸
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５５２号
東京都小平市喜平町１丁目６―19―103
債務者　今西　武志
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５５５号
東京都江戸川区東小松川２丁目14―２
債務者　北村　典子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５５８号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚427―104
債務者　加藤　敏恵
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６０号
東京都世田谷区船橋７丁目８―１―936
債務者　小松　　麗
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６１号
埼玉県さいたま市西区大字指扇1689―５
債務者　綿貫　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６２号
東京都国立市富士見台１丁目７―１―14―401
債務者　大内　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６３号
神奈川県横浜市鶴見区市場東中町10―13　第３中屋アパート１階８号室
債務者　山下　京子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６４号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目25―11　メイプルⅠ―103
債務者　畠山　大生
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６５号
東京都練馬区北町６丁目31―７―101
債務者　加藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６６号
東京都葛飾区新宿５丁目22―12―307
債務者　山崎　一郎
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６７号
東京都杉並区松ノ木１丁目12―35―723
債務者　多和田慎太郎
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部